

伊万里市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領

平成16年9月1日

告示第81号

(趣旨)

第1条 この要領は、伊万里市入札資格指名審査委員会規程（昭和53年訓令第6号）第9条の規定に基づき、市が発注する建設工事及び測量、設計、調査等の委託業務（以下「市工事等」という。）の適正な履行を確保するため、競争入札参加の資格を有する者（以下「有資格業者」という。）に市工事等の受注者としてふさわしくない行為があった場合の市の措置について必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表第1から別表第3までの各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について競争入札及び見積り（随意契約のための手続をいう。以下同じ。）への参加資格の停止（以下「指名停止」という。）を行うものとする。

- 2 市長は、別表第3各号に掲げる措置要件を事由として前項の指名停止を行うときは、あらかじめ伊万里警察署長の意見を聴くものとする。
- 3 市長が指名停止を行ったときは、市工事等の指名業者の選定について権限を有する者は、市工事等の契約のため指名を行う際に当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは指名を取り消すものとする。
- 4 有資格業者でない者で別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する者が有資格業者となった場合は、当該措置要件のいずれかに該当することが判明したとき（他の有資格業者について同一の行為により指名停止を行っているときは、当該他の有資格業者に係る指名停止期間の初日）を指名停止期間の初日とする仮の指名停止期間を算定し、有資格業者となった日から当該仮の指名停止期間の末日まで指名停止を行うことができるものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、共同企業体が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該共同企業体の有資格業者である構成員について指名停止を行うものとする。

3 市工事等の指名業者の選定について権限を有する者は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体を指名してはならない。当該共同企業体を現に指名しているときは指名を取り消すものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者がいずれかの事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ当該別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。ただし、その期間は2年を超えないものとする。

(1) 次のアからウまでに掲げる措置要件の区分ごとに、当該区分内の措置要件のいずれかに該当し指名停止を受けた期間及びその期間の満了後1か年を経過するまでの間に、再び同じ区分内の措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

ア 別表第1各号

イ 別表第2各号

ウ 別表第3各号

(2) 次のア又はイに掲げる措置要件の区分ごとに、当該区分内の措置要件のいずれかに該当し指名停止を受けた期間の満了後3か年を経過するまでの間に、再び同じ区分内の措置要件のいずれかに該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

ア 別表第2第1号から第3号まで

イ 別表第2第4号から第9号まで

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事情があるため、前2項及び別表各号の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の1/2まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事情があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、第1項及び別表各号の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36月を超える場合は36月）まで延長することができる。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事情又は極めて悪質な事情が明らかになったときは、前各項及び別表各号に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第5条 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

(1) 談合(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第2項に規定する行為をいう。

以下同じ。)の情報を得た場合又は市の職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4号若しくは第7号に該当したとき。

(2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号。以下「入札談合等関与行為防止法」という。)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為(入札談合等関与行為防止法第8条に規定する行為をいう。以下同じ。)があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号から第6号までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(3) 市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害(刑法第96条の6第1項に規定する行為をいう。以下同じ。)、談合又は入札談合等関与行為の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第7号から第9号までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

2 市長は、有資格業者が別表第2第4号から第6号までの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、指名停止の期間を当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の1/2に短縮するものとする。この場合において、短縮後の指名停止の期間が、該当する措置要件における指名停止の期間の短期を下回る場合においては、第4条第3項の規定を適用するものとする。

3 市長は、刑法第96条の6に違反した有資格業者のうち最初に市に当該違反行為に係る事実を報告したものについては、別表第2第7号から第9号までの措置条件に係る指

名停止の期間を1／2に短縮するものとする。この場合において、短縮後の指名停止の期間が、該当する措置要件における指名停止の期間の短期を下回る場合においては、第4条第3項の規定を適用するものとする。

(指名停止の期間の端数の取扱い)

第6条 月を単位として指名停止の期間を計算する場合において、指名停止の期間に月未満の端数を生じた場合は、当該月未満の端数の日数は、1月を4週間とみなした場合の日数とする。

(指名停止の通知)

第7条 市長は、第2条第1項又は第3条第1項若しくは第2項の規定により指名停止を行ったときは指名停止通知書(様式第1号)により、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更したときは指名停止期間変更通知書(様式第2号)により、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは指名停止解除通知書(様式第3号)により、当該有資格業者に対し遅滞なくその旨を通知するものとする。ただし、市長が通知する必要があると認める相当な理由があるときは、通知を省略することができるものとする。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市工事等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(見積りへの参加の制限)

第8条 市工事等の指名業者の選定について権限を有する者は、指名停止の期間中の有資格業者を見積りに参加させてはならない。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第9条 市工事等の指名業者の選定について権限を有する者は、指名停止の期間中の有資格業者が市工事等の全部若しくは一部を下請し、受託し、又は当該工事等の完成保証人若しくは履行保証人になることを承認してはならない。

(指名停止に至らない場合の措置)

第10条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めたときは、当該有資格業者に対し書面又は口頭で警告又は注意を行うことができる。

(他の公共団体での指名停止措置情報を得た場合の措置)

第11条 契約監理課長は、他の公共団体から指名停止措置を受けている等の情報を得た場合は直ちに確認を行い、市長並びに市入札資格指名審査委員長に報告するものとする。

2 市入札資格指名審査委員長は、前項の報告に基づき、当該有資格業者について指名停止措置を行うに足りると判断されるとき、当該措置を行うまでの間、指名を回避するこ

とができるものとする。当該有資格業者を現に指名しているときは指名を取り消し、又は入札を延期するものとする。

(報告等)

第12条 関係課長は、有資格業者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、速やかに契約監理課長を経由して委員長に報告するものとする。

2 市入札資格指名審査委員長は、市長が有資格業者について第2条第1項若しくは第3条第1項若しくは第2項の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは直ちに関係課長に通知するものとする。

(苦情申立て)

第13条 第2条第1項若しくは第3条第1項若しくは第2項の規定による指名停止、第4条第5項の規定による指名停止の期間の変更(ただし、期間の延長の場合に限る。)又は第9条の規定による書面による警告若しくは注意を受けた者は、当該措置について、書面により苦情を申し立てることができる。

2 前項に規定する苦情申立てに関する手続については、別に定めるものとする。

(市入札資格指名審査委員会の意見聴取)

第14条 市長は、有資格業者に対して指名停止等を行うときは、市入札資格指名審査委員会に審議させるものとする。

2 市入札資格指名審査委員長は、議決の内容を市長に報告するものとする。

3 委員会の議事は公開しない。

(その他)

第15条 この要領の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成16年9月1日から施行する。

2 伊万里市建設工事等請負契約に係る指名停止等取扱基準については、廃止する。

附 則

この要領は、平成19年5月20日から施行する。ただし、適用日前に行われた行為で措置要件のいずれかに該当する場合は別表第2により指名停止期間を定めることとし、適用日以後に行われた行為で措置要件のいずれかに該当する場合は別表第2の2により指名停止期間を定めることとする。

附 則

この要領は、平成２０年４月１日から施行する。ただし、適用日前に行われた行為で措置要件のいずれかに該当する場合の指名停止期間は２年を超えないものとする。

附 則

この要領は、平成２０年７月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２６年２月１日から施行する。

附 則（平成２６年６月９日告示第４９号）

この要領は、告示の日から施行する。

附 則（令和２年４月１日告示第５５号）

この要領は、告示の日から施行する。

附 則（令和２年１０月１日告示第１５５号）

この要領は、告示の日から施行する。